

教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る 臨時代理の報告及び承認について

(提案理由)

令和 8 年 2 月熊本県議会定例会へ提案した教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められ、教育長が臨時に代理して意見を申し出たため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める必要がある。

参考：関係法令条項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 29 条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年 4 月 1 日施行）

第 2 条（教育長へ委任しない事務）

教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(6) 教育予算その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること

第 3 条（臨時代理）

- 1 教育長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。



教政第1291号

令和8年（2026年）2月13日

熊本県知事 木村 敬 様

熊本県教育委員会

教育長 越猪 浩樹

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和8年（2026年）2月6日付け財第151号で意見照会がありましたこのことについては、原案のとおりで差し支えありません。

令和8年（2026年）2月6日

熊本県教育委員会

教育長 越猪 浩樹 様

熊本県知事 木 村 敬

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和8年2月熊本県議会定例会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算（第12号）の関係部分
- 第 4 号 令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 号 令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号）
- 第 21号 熊本県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について
- 第 46号 令和8年度熊本県一般会計予算の関係部分
- 第 50号 令和8年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算
- 第 54号 令和8年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算
- 第 68号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 69号 熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 70号 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 88号 熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 89号 熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 90号 熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 99号 権利の放棄について

第 1 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第12号）

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,759,917千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,010,697,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		163,953,150	20,641,145	184,594,295
	1 県 民 税	49,472,159	5,332,150	54,804,309
	2 事 業 税	49,562,782	488,545	50,051,327
	3 地方消費税	19,186,252	14,663,222	33,849,474
	4 不 動 産 税	5,087,532	176,366	5,263,898
	5 県たばこ税	2,139,807	△ 602	2,139,205
	6 ゴルフ場 利 用 税	609,142	22,133	631,275
	7 軽油引取税	13,766,427	△ 21,145	13,745,282
	8 自 動 車 税	23,994,070	△ 28,787	23,965,283
	9 鉦 区 税	10,943	△ 32	10,911
	10 狩 猟 税	17,589	△ 1,465	16,124
	11 産業廃棄物税	106,447	10,760	117,207
2 地方消費税 清 算 金		91,808,518	8,170,981	99,979,499
	1 地方消費税 清 算 金	91,808,518	8,170,981	99,979,499

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	地方譲与税	32,616,529	8,792,253	41,408,782
	1 特別法人事業 譲与税	30,028,843	8,698,885	38,727,728
	2 地方揮発油 譲与税	2,089,086	93,889	2,182,975
	3 石油ガス 譲与税	55,141	2,159	57,300
	4 自動車重量 譲与税	239,031	11,780	250,811
	5 森林環境 譲与税	191,456	△ 17,868	173,588
	6 航空機燃料 譲与税	12,971	3,408	16,379
4	地方特例 交付金	791,681	132,643	924,324
	1 地方特例 交付金	791,681	132,643	924,324
5	地方交付税	229,827,601	9,249,543	239,077,144
	1 地方交付税	229,827,601	9,249,543	239,077,144
6	交通安全対策 特別交付金	229,448	△ 4,485	224,963
	1 交通安全対策 特別交付金	229,448	△ 4,485	224,963
7	分担金及び 負担金	6,709,249	△ 991,487	5,717,762
	1 分担金	1,152,198	△ 220,437	931,761

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 負担金	5,557,051	△ 771,050	4,786,001
8 使用料及び 手数料		9,386,342	△ 391,034	8,995,308
	1 使用料	6,505,540	△ 108,339	6,397,201
	2 手数料	2,880,802	△ 282,695	2,598,107
9 国庫支出金		201,487,564	△ 5,433,144	196,054,420
	1 国庫負担金	65,150,374	△ 6,473,442	58,676,932
	2 国庫補助金	131,155,745	1,468,613	132,624,358
	3 国庫委託金	5,181,445	△ 428,315	4,753,130
10 財産収入		2,243,821	614,506	2,858,327
	1 財産運用 収入	936,602	577,175	1,513,777
	2 財産売払 収入	1,307,219	37,331	1,344,550
11 寄附金		586,848	304,113	890,961
	1 寄附金	586,848	304,113	890,961
12 繰入金		61,628,603	△ 45,988,808	15,639,795
	1 特別会計 繰入金	226,759	37,122	263,881

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 基金繰入金	61,401,844	△ 46,025,930	15,375,914
13 繰越金		2,562,926	18,400,862	20,963,788
	1 繰越金	2,562,926	18,400,862	20,963,788
14 諸収入		59,431,247	741,829	60,173,076
	1 延滞金、加算金 及び過料等	132,276	13,318	145,594
	2 県預金利子	11,869	181,789	193,658
	3 貸付金 元利収入	46,780,524	△ 382,068	46,398,456
	4 受託事業 収入	2,099,780	△ 223,956	1,875,824
	5 収益事業 収入	2,580,787	△ 320,340	2,260,447
	6 雑入	7,826,011	1,473,086	9,299,097
15 県債		137,674,000	△ 4,479,000	133,195,000
	1 県債	137,674,000	△ 4,479,000	133,195,000
歳入合計		1,000,937,527	9,759,917	1,010,697,444

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,477,480	△ 45,934	1,431,546
	1 議 会 費	1,477,480	△ 45,934	1,431,546
2 総 務 費		44,851,669	16,123,022	60,974,691
	1 総務管理費	16,973,354	16,677,389	33,650,743
	2 企 画 費	8,767,010	△ 349,333	8,417,677
	3 徴 税 費	8,106,325	323,397	8,429,722
	4 市 町 村 費	3,249,810	△ 396,559	2,853,251
	5 選 挙 費	2,474,361	△ 71,076	2,403,285
	6 防 災 費	3,436,465	△ 17,742	3,418,723
	7 統計調査費	1,421,482	△ 21,849	1,399,633
	8 人 事 委 員 会 費	218,547	△ 14,482	204,065
	9 監査委員費	204,315	△ 6,723	197,592
3 民 生 費		119,072,398	1,320,968	120,393,366
	1 社会福祉費	65,520,255	873,528	66,393,783

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	43,156,686	2,304,602	45,461,288
	3 生活保護費	4,944,694	982,677	5,927,371
	4 災害救助費	5,450,763	△ 2,839,839	2,610,924
4 衛生費		64,568,798	△ 2,334,194	62,234,604
	1 公衆衛生費	49,483,161	△ 1,953,177	47,529,984
	2 環境衛生費	11,518,493	△ 108,596	11,409,897
	3 保健所費	1,816,425	△ 123,721	1,692,704
	4 医薬費	1,750,719	△ 148,700	1,602,019
5 労働費		3,022,040	△ 99,766	2,922,274
	1 労政費	238,652	168,739	407,391
	2 職業訓練費	2,454,710	△ 259,922	2,194,788
	3 労働委員会費	126,883	△ 8,583	118,300
6 農林水産業費		91,215,401	△ 4,807,848	86,407,553
	1 農業費	21,511,205	△ 1,041,908	20,469,297
	2 畜産業費	3,554,019	3,059,419	6,613,438

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 農地費	36,583,328	△ 4,504,184	32,079,144
	4 林業費	22,948,605	△ 2,276,852	20,671,753
	5 水産業費	6,618,244	△ 44,323	6,573,921
7 商工費		66,154,500	△ 245,302	65,909,198
	1 商業費	53,154,211	1,263,793	54,418,004
	2 工鉱業費	10,894,430	△ 1,585,585	9,308,845
	3 観光費	2,105,859	76,490	2,182,349
8 土木費		142,428,822	△ 8,588,812	133,840,010
	1 土木管理費	3,149,361	△ 13,957	3,135,404
	2 道路橋りょう費	62,739,871	△ 662,702	62,077,169
	3 河川海岸費	54,287,880	△ 4,558,725	49,729,155
	4 港湾費	8,506,781	△ 1,043,720	7,463,061
	5 都市計画費	11,243,863	△ 1,945,914	9,297,949
	6 住宅費	2,501,066	△ 363,794	2,137,272
9 警察費		46,184,216	△ 576,200	45,608,016

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 警察管理費	40,485,377	△ 578,888	39,906,489
	2 警察活動費	5,698,839	2,688	5,701,527
10 教育費		154,601,319	△ 4,451,760	150,149,559
	1 教育総務費	36,302,086	△ 1,747,181	34,554,905
	2 小学校費	37,845,442	△ 1,075,349	36,770,093
	3 中学校費	22,970,298	△ 723,501	22,246,797
	4 高等学校費	35,620,022	△ 901,127	34,718,895
	5 特別支援学校費	14,816,905	234,200	15,051,105
	6 大学費	1,888,727	27,319	1,916,046
	7 社会教育費	2,557,985	36,723	2,594,708
	8 保健体育費	2,599,854	△ 302,844	2,297,010
11 災害復旧費		69,157,162	△ 5,891,921	63,265,241
	1 総務災害復旧費	150,000	131,644	281,644
	2 民生災害復旧費	1,328,718	357,807	1,686,525
	3 農林水産業災害復旧費	15,823,115	△ 1,511,968	14,311,147

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 商工災害復旧費	4,481,844	1,844,714	6,326,558
	5 土木災害復旧費	46,315,856	△ 6,585,700	39,730,156
	6 警察災害復旧費	89,661	△ 4,824	84,837
	7 教育災害復旧費	967,968	△ 123,594	844,374
12 公債費		106,554,870	△ 1,218,509	105,336,361
	1 公債費	106,554,870	△ 1,218,509	105,336,361
13 諸支出金		91,448,852	20,576,173	112,025,025
	1 繰出金	15,699,888	△ 242,174	15,457,714
	2 ゴルフ場利用税交付金	426,400	15,493	441,893
	3 利子割金交付金	277,453	486,139	763,592
	4 地方消費税清算金	18,867,100	14,378,123	33,245,223
	5 地方消費税交付金	46,039,701	4,218,582	50,258,283
	6 配当割金交付金	837,971	749,567	1,587,538
	7 株式等譲渡所得割交付金	1,235,335	862,276	2,097,611
	8 軽油引取税交付金	3,207,818	55,012	3,262,830

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	9 所得割金 交付金	188,835	21,776	210,611
	10 環境性能割金 交付金	995,375	△ 37,060	958,315
	11 法人事業税金 交付金	3,672,976	68,439	3,741,415
	歳出合計	1,000,937,527	9,759,917	1,010,697,444

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		1,236,823
	1 選 挙 費	1,236,823
2 民 生 費		110,000
	1 災 害 救 助 費	110,000
3 労 働 費		163,216
	1 労 政 費	163,216
4 農 林 水 産 業 費		3,907,506
	1 畜 産 業 費	3,907,506
5 教 育 費		147,976
	1 大 学 費	147,976
6 災 害 復 旧 費		1,968,169
	1 総 務 災 害 復 旧 費	281,644
	2 民 生 災 害 復 旧 費	1,686,525
合	計	7,533,690

2 變 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 總 務 費		千円 3,529,739	千円 4,151,665
	1 總 務 管 理 費	548,751	623,339
	2 企 画 費	1,165,919	1,656,366
	3 防 災 費	1,815,069	1,871,960
2 民 生 費		7,506,382	10,759,614
	1 社 会 福 祉 費	7,093,855	9,845,529
	2 兒 童 福 祉 費	408,087	585,902
	3 生 活 保 護 費	4,440	328,183
3 衛 生 費		2,850,008	3,137,866
	1 公 衆 衛 生 費	2,269,212	2,272,936
	2 環 境 衛 生 費	309,375	454,441
	3 医 藥 費	271,421	410,489
4 勞 働 費		558,777	637,032
	1 職 業 訓 練 費	558,777	637,032
5 農 林 水 産 業 費		42,121,282	50,284,221
	1 農 業 費	2,041,950	8,111,053
	2 農 地 費	21,649,642	22,776,639

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
	3 林 業 費	15,844,860	16,483,129
	4 水 産 業 費	2,584,830	2,913,400
6 商 工 費		5,205,477	6,908,306
	1 商 業 費	3,111,803	4,448,021
	2 工 鉱 業 費	1,762,549	1,989,770
	3 観 光 費	331,125	470,515
7 土 木 費		93,986,988	94,934,670
	1 土 木 管 理 費	1,012,393	1,022,137
	2 道 路 橋 り よ う 費	39,762,652	40,656,735
	3 河 川 海 岸 費	40,281,100	40,679,534
	4 港 湾 費	3,407,517	3,607,606
	5 都 市 計 画 費	8,372,082	8,136,547
	6 住 宅 費	1,151,244	832,111
8 教 育 費		7,701,945	7,990,450
	1 教 育 総 務 費	89,541	208,737
	2 高 等 学 校 費	4,936,420	4,939,429
	3 特 別 支 援 学 校 費	1,914,142	1,951,962
	4 社 会 教 育 費	443,975	446,275

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
	5 保 健 体 育 費	317,867	444,047
9 災 害 復 旧 費		40,473,775	35,624,475
	1 商工災害復旧費	4,362,408	6,312,845
	2 土木災害復旧費	35,627,181	28,760,976
	3 教育災害復旧費	484,186	550,654
合	計	203,934,373	214,428,299

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
1 著作物複写利用業務	令和8年度	19,197
2 地域振興局局長宿舎等賃借	令和8年度	14,846
3 派遣職員宿舎等賃借	令和8年度	23,318
4 東京事務所職員宿舎等賃借	令和8年度 ～令和9年度	164,915
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	92,147 72,768
5 銀座熊本館運營業務	令和8年度	2,188
6 人権啓発業務	令和8年度	2,900
7 通訳等業務	令和8年度	5,849
8 県費留学生宿舎等賃借	令和8年度	1,008
9 性暴力被害者サポートセンター運營業務	令和8年度	16,558
10 犯罪被害者等支援コーディネート業務	令和8年度	6,245
11 犯罪被害者見舞金相談窓口関係業務	令和8年度	908
12 外国人サポートセンター運營業務	令和8年度	9,926
13 市町村多文化共生伴走支援事業	令和8年度	7,000

事 項	期 間	限 度 額
14 高度専門通訳活用事業	令和8年度	千円 2,709
15 地価調査鑑定評価業務	令和8年度	36,372
16 御所浦地域活性化推進事業	令和8年度	2,000
17 移住定住相談窓口関係業務	令和8年度	30,001
18 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道広報業務	令和8年度	4,311
19 防災消防ヘリコプター運航等業務	令和8年度	198,307
20 職員採用試験会場賃借	令和8年度	1,325
21 消費者生活再生総合支援事業	令和8年度	14,993
22 地球温暖化防止活動推進事業	令和8年度	3,360
23 産業廃棄物適正処理対策業務	令和8年度	660
24 エコアくまもと環境教育推進事業	令和8年度	15,330
25 U I J ターン就職相談窓口関係業務	令和8年度	27,847
26 障害者就業・生活支援センター運営業務	令和8年度	52,904
27 若年無業者就労促進事業	令和8年度	39,799
28 ジョブカフェくまもと施設賃借	令和8年度	4,764
29 ジョブカフェくまもと関係業務	令和8年度	3,870

事 項	期 間	限 度 額
30 農業法人活動強化支援業務	令和8年度	千円 3,720
31 認定農業者認定業務	令和8年度	2,807
32 農業経営・就農支援センター運營業務	令和8年度	58,045
33 県低利預託基金貸付金	令和8年度	139,270
34 家畜改良増殖総合対策事業	令和8年度	21,853
35 畜産経営技術高度化推進事業	令和8年度	5,491
36 家畜伝染病防疫対策事業	令和8年度	924
37 総合評価方式事前登録審査業務	令和8年度	17,134
38 ため池サポートセンター運營業務	令和8年度	10,000
39 森づくりボランティアネット運營業務	令和8年度	8,340
40 くまもと林業大学校運營業務	令和8年度	104,803
41 県有林整備事業	令和8年度	5,000
42 水産動物種苗生産等水産振興業務	令和8年度	125,042
43 海外展開推進体制整備事業	令和8年度	4,277
44 大阪圏県産品販路拡大業務	令和8年度	3,000
45 熊本・台湾企業相談窓口関係業務	令和8年度	1,605

事 項	期 間	限 度 額
46 伝統工芸館管理運営業務	令和8年度 ～令和12年度	千円 386,500
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	 77,100 77,100 77,300 77,500 77,500
47 大阪事務所職員宿舎等賃借	令和8年度	11,513
48 福岡事務所職員宿舎等賃借	令和8年度	2,160
49 インキュベーション施設運営事業	令和8年度	6,698
50 ビジョン推進団体運営事業	令和8年度	7,018
51 計量検定業務	令和8年度	17,097
52 熊本地震震災ミュージアム情報発信業務	令和8年度	1,372
53 九州観光機構派遣職員宿舎賃借	令和8年度 ～令和9年度	1,440
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	 720 720
54 「マンガ県くまもと」構想推進事業	令和8年度	8,390
55 ツール・ド・九州事務局派遣職員宿舎賃借	令和8年度 ～令和9年度	1,440
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	 720 720
56 クルーズ船観光客受入体制強化推進事業	令和8年度	5,517
57 県民総合運動公園アクセス改善対策事業	令和8年度	32,926

事 項	期 間	限 度 額				
58 特定建築物等定期報告委託業務	令和8年度	千円 4,308				
59 住宅・建築物防災対策普及啓発委託業務	令和8年度	664				
60 市房ダム管理所職員宿舍賃借	令和8年度	432				
61 交番・駐在所等賃借	令和8年度	23,951				
62 熊本県警察職員住宅借上	令和8年度 ～令和17年度	288,000				
	年次別内訳					
	令和8年度	28,800				
	令和9年度	28,800				
	令和10年度	28,800				
	令和11年度	28,800				
	令和12年度	28,800				
	令和13年度	28,800				
	令和14年度	28,800				
	令和15年度	28,800				
令和16年度	28,800					
令和17年度	28,800					
63 人吉高校五木分校魅力化推進業務	令和8年度	6,000				
64 教職員住宅用地賃借	令和8年度	171				
65 県立学校用地等賃借	令和8年度	909				
66 電話相談室賃借	令和8年度	540				
67 なりわい再建支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、なりわい再建支援補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和8年度 ～令和11年度	7,232				
	年次別内訳					
	令和8年度	1,808				
	令和9年度	1,808				
	令和10年度	1,808				
令和11年度	1,808					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>年3.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子助成率	3年以内	年3.0%以内	
期 間	利子助成率					
3年以内	年3.0%以内					

事 項	期 間	限 度 額				
68 被災事業者再建支援事業	令和8年度	千円 55,112				
69 被災事業者再建支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、被災中 小企業者再建支援補助金に係る自己負担分の費 用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者 等に対する利子助成	令和8年度 ～令和11年度	46,196				
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	11,549 11,549 11,549 11,549				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>年3.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>			期 間	利子助成率	3年以内	年3.0%以内
期 間	利子助成率					
3年以内	年3.0%以内					

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 広報関係業務	令和8年度	千円 39,678	(補正前に同じ)	令和8年度	千円 47,218
2 首都圏広報業務	令和8年度	3,000	(補正前に同じ)	令和8年度	9,621
3 保健・医療・福祉 関係業務	令和8年度 ～令和11年度	396,735	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和11年度	1,167,854
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	290,593 39,410 44,874 21,858		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	1,061,712 39,410 44,874 21,858
4 大気汚染監視業務	令和8年度	2,202	(補正前に同じ)	令和8年度	2,638
5 水俣病総合対策 事業等委託業務	令和8年度	44,600	(補正前に同じ)	令和8年度	123,533
6 指定野菜価格安定 対策資金支払保証	令和7年度 ～令和8年度	727,882	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和8年度	750,505
7 積算基礎資材単価 調査業務	令和8年度	35,000	(補正前に同じ)	令和8年度	57,426
8 庁用自動車賃借	令和8年度	11,560	(補正前に同じ)	令和8年度	12,880
9 警察関係業務	令和8年度 ～令和9年度	931,794	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和9年度	1,189,001
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	851,253 80,541		年次別内訳 令和8年度 令和9年度	1,108,460 80,541
10 県民総合運動公園 管理運営業務	令和8年度 ～令和12年度	2,600,000	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和12年度	2,635,570
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	520,000 520,000 520,000 520,000 520,000		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	555,570 520,000 520,000 520,000 520,000
11 県営農地等災害 復旧事業	令和8年度 ～令和9年度	8,880,000	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和9年度	8,902,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	5,920,000 2,960,000		年次別内訳 令和8年度 令和9年度	5,942,000 2,960,000

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
12 県有施設等管理 業務	令和8年度 ～令和12年度	千円 5,049,282	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和12年度	千円 5,811,219
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	3,609,379 690,670 700,696 24,516 24,021		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	4,358,800 702,664 700,871 24,691 24,193
13 給食業務	令和8年度 ～令和10年度	1,704,142	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和10年度	1,849,647
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度	579,932 571,486 552,724		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度	725,437 571,486 552,724
14 情報処理関連業務	令和8年度 ～令和14年度	4,795,963	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和14年度	6,114,012
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度	1,496,870 1,103,435 682,914 679,083 565,836 178,550 89,275		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度	2,810,877 1,104,459 683,920 680,089 566,842 178,550 89,275
15 事務機器等賃借	令和8年度 ～令和17年度	5,242,901	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和17年度	5,508,667
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度	972,120 890,287 889,741 888,103 841,020 500,908 251,023 3,233 3,233 3,233		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度	1,227,658 892,970 892,324 890,584 843,501 500,908 251,023 3,233 3,233 3,233

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域公共交通 再構築事業費	千円 74,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
災害救助事業費	27,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
鉄道施設 現年発生国庫費 補助事業費	156,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
商工業施設 過年発生国庫費 補助事業費	613,000			
地下水観測施設 整備事業費	14,000			
くまもとオンライン 教育支援センター 整備事業費	1,000			
調整債	2,609,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	3,494,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
障がい者福祉施設整備事業費	千円 131,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 322,000			
職業能力開発校整備事業費	349,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	343,000			
土地改良国庫補助事業費	4,965,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	4,131,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	507,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	486,000			
農地防災国庫補助事業費	590,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	557,000			
湛水防除国庫補助事業費	1,058,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	1,067,000			
造林国庫補助事業費	355,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	267,000			
林道国庫補助事業費	697,000	(その他)	おいては、	は借換えをす ることができ	524,000			
治山国庫補助事業費	4,632,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	る。	4,126,000			
保安林整備国庫補助事業費	206,000	一部又は全部	率)		130,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	147,000	を翌年度以降 に繰り下げて			155,000			
漁港国庫補助事業費	606,000	借り入れるこ とができる。			599,000			
漁港海岸保全国庫補助事業費	64,000	発行価格が			25,000	(補正前に同じ)		
観光施設整備事業費	199,000	額面金額を下 回るときは、			170,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	12,895,000	その発行差額			13,196,000			
道路維持国庫補助事業費	3,688,000	をうめるため			3,325,000			
河川国庫補助事業費	4,272,000	必要な金額を 加算した額を			3,885,000			
砂防国庫補助事業費	4,530,000	限度額とする ことができる。			3,395,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	201,000				196,000			
港湾建設国庫補助事業費	916,000				935,000			
土地区画整理事業費	1,079,000				595,000			
街路国庫補助事業費	1,383,000				1,286,000			
都市公園整備事業費	633,000				566,000			
公営住宅建設事業費	556,000				369,000			
土地改良直轄事業負担金	1,314,000				1,165,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地海岸直轄事業 負 担 金	千円 668,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 490,000			
道路直轄事業 負 担 金	9,718,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	10,960,000			
河川直轄事業 負 担 金	4,823,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	4,700,000			
砂防直轄事業 負 担 金	1,133,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	1,117,000			
港湾直轄事業 負 担 金	2,165,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	1,475,000			
鉄道施設 過年発生国庫 補助事業費	150,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	財政の都合に より、繰上償	125,000			
福祉施設 現年発生国庫 補助事業費	411,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	369,000			
耕地災害 現年発生国庫 補助事業費	377,000	(その他) 工事その他	おいては、 当該見直	は借換えをす ることができ	383,000			
治山災害 現年発生国庫 補助事業費	2,000	の都合により、 一部又は全部	し後の利 率)	る。				
治山災害 過年発生国庫 補助事業費	220,000	を翌年度以降 に繰り下げて			77,000			
公共土木 現年発生国庫 補助事業費	8,123,000	借り入れるこ とができる。			5,820,000			
教育施設 過年発生国庫 補助事業費	84,000	発行価格が 額面金額を下			73,000			(補正前に同じ)
公共土木直轄 災害復旧事業 負 担 金	7,997,000	回るときは、 その発行差額			8,224,000			
総合庁舎 整備事業費	70,000	をうめるため 必要な金額を			68,000			
地域公共交通 確保維持改善 事業費	251,000	加算した額を 限度額とする			249,000			
防災施設 整備事業費	755,000	ことができる。			754,000			
消防学校 整備事業費	1,124,000				1,117,000			
児童福祉施設 整備事業費	9,000				6,000			
清水が丘学園 整備事業費	631,000				265,000			
技術短期大学校 整備事業費	63,000				62,000			
農業公園 整備事業費	231,000				205,000			
農業施設 整備事業費	96,000				190,000			
農業大学校 整備事業費	85,000				106,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業試験機関整備事業費	千円 297,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 249,000			
単県農業農村整備事業費	103,000	方公共団体金 融機構、会社、	(ただし、 利率見直	半年賦元利 均等償還又は	102,000			
単 県 林 道 整備事業費	46,000	その他	し方式で	元金均等償還、	57,000			
水産施設整備事業費	170,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等	163,000			
単 県 漁 港 整備事業費	34,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	3,000			
水産研究センター 整備事業費	85,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	69,000			
伝 統 工 芸 館 整備事業費	632,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	332,000			
産業技術センター 整備事業費	70,000	(その他) 工事その他	おいては、	は借換えをす ることができ	53,000			
県有施設保全 改修事業費	749,000	の都合により、	当該見直 し後の利	る。	664,000			
単 県 河 川 整備事業費	13,424,000	一部又は全部	率)		13,475,000			
単 県 砂 防 整備事業費	4,415,000	を翌年度以降			4,348,000			
警 察 施 設 整備事業費	1,642,000	借り入れるこ とができる。			1,528,000	(補 正 前 に 同 じ)		
県立高等学校 整備事業費	6,815,000	発行価格が			6,567,000			
県 立 大 学 整備事業費	342,000	額面金額を下 回るときは、			212,000			
社会教育施設 整備事業費	53,000	その発行差額			33,000			
県立美術館 整備事業費	345,000	をうめるため			295,000			
県営体育施設 整備事業費	756,000	必要な金額を 加算した額を			468,000			
耕地現年 発生単県災害 復旧事業費	10,000	限度額とする ことができる。			63,000			
耕地過年 発生単県災害 復旧事業費	418,000				310,000			
治山現年 発生単県災害 復旧事業費	225,000				202,000			
警 察 施 設 現年発生単県 災害復旧事業費	6,000				5,000			
教 育 施 設 現年発生単県 災害復旧事業費	66,000				41,000			
計	115,862,000				107,889,000			

第 4 号

令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

令和7年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,746千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ376,696千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		173,640	241	173,881
	1 財産運用収入	292	59	351
	2 財産売却収入	173,348	182	173,530
2 繰入金		130,504	1,505	132,009
	1 基金繰入金	6,523	1,505	8,028
歳 入 合 計		374,950	1,746	376,696

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 教 育 費		千円 374,950	千円 241	千円 375,191
	1 高等学校費	374,950	241	375,191
2 諸 支 出 金			1,505	1,505
	1 繰 出 金		1,505	1,505
歳 出 合 計		374,950	1,746	376,696

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和8年度	千円 412

第 8 号

令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号）

令和7年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ185,955千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ362,269千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸 収 入		528,040	△ 185,955	342,085
	1 貸 付 金 元 利 収 入	528,040	△ 185,955	342,085
歳 入 合 計		548,224	△ 185,955	362,269

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 教 育 費		千円 548,224	千円 △ 185,955	千円 362,269
	1 育英資金	548,224	△ 185,955	362,269
歳 出 合 計		548,224	△ 185,955	362,269

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 育英資金返還金収納事務委託業務	令和8年度	千円 1,749
2 情報処理関連業務	令和8年度	1,128

第 46 号

令和 8 年度熊本県一般会計予算

令和 8 年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 935,335,562 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 17 日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県	税	177,985,266
	1 県 民 税	55,986,434
	2 事 業 税	49,069,455
	3 地 方 消 費 税	36,079,831
	4 不 動 産 取 得 税	4,897,714
	5 県 た ば こ 税	2,207,659
	6 ゴルフ場利用税	626,856
	7 軽油引取税	7,234,080
	8 自 動 車 税	21,739,487
	9 鉦 区 税	10,911
	10 狩 猟 税	15,632
	11 産 業 廃 棄 物 税	117,207
2 地方消費税清算金		103,328,234
	1 地方消費税清算金	103,328,234

款	項	金額
3 地方譲与税		千円
		38,124,292
	1 特別法人事業譲与税	35,799,200
	2 地方揮発油譲与税	1,827,151
	3 石油ガス譲与税	57,300
	4 自動車重量譲与税	256,402
	5 森林環境譲与税	167,860
	6 航空機燃料譲与税	16,379
4 地方特例交付金		7,628,112
	1 地方特例交付金	7,628,112
5 地方交付税		243,332,156
	1 地方交付税	243,332,156
6 交通安全対策特別交付金		224,963
	1 交通安全対策特別交付金	224,963
7 分担金及び負担金		4,897,876
	1 分担金	493,586

款	項	金額
		千円
	2 負担金	4,404,290
8 使用料及び手数料		8,929,899
	1 使用料	6,330,034
	2 手数料	2,599,865
9 国庫支出金		136,069,942
	1 国庫負担金	50,511,261
	2 国庫補助金	83,856,379
	3 国庫委託金	1,702,302
10 財産収入		2,940,957
	1 財産運用収入	1,410,993
	2 財産売払収入	1,529,964
11 寄附金		557,096
	1 寄附金	557,096
12 繰入金		62,436,003
	1 特別会計繰入金	226,316

款	項	金額
		千円
	2 基金繰入金	62,209,687
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		59,965,765
	1 延滞金、加算金及び過料等	145,792
	2 県預金利子	242,500
	3 貸付金元利収入	48,770,013
	4 受託事業収入	1,450,679
	5 収益事業収入	2,468,505
	6 雑入	6,888,276
15 県債		88,915,000
	1 県債	88,915,000
歳入合計		935,335,562

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,403,831
	1 議 会 費	1,403,831
2 総 務 費		65,268,383
	1 総 務 管 理 費	35,079,378
	2 企 画 費	13,119,919
	3 徴 税 費	8,439,728
	4 市 町 村 振 興 費	3,192,854
	5 選 挙 費	271,822
	6 防 災 費	4,276,993
	7 統 計 調 査 費	484,934
	8 人 事 委 員 会 費	207,265
	9 監 査 委 員 費	195,490
3 民 生 費		109,595,035
	1 社 会 福 祉 費	58,989,214

款	項	金額
		千円
	2 兒童福祉費	44,409,212
	3 生活保護費	4,991,404
	4 災害救助費	1,205,205
4 衛生費		61,082,112
	1 公衆衛生費	46,585,690
	2 環境衛生費	11,343,970
	3 保健所費	1,738,806
	4 医薬費	1,413,646
5 労働費		3,457,964
	1 労政費	228,906
	2 職業訓練費	2,891,419
	3 失業対策費	212,116
	4 労働委員会費	125,523
6 農林水産業費		63,533,122
	1 農業費	15,945,939

款	項	金額
		千円
	2 畜産業費	3,332,533
	3 農地費	23,644,899
	4 林業費	15,073,067
	5 水産業費	5,536,684
7 商工費		64,475,449
	1 商業費	51,102,263
	2 工鉱業費	11,361,877
	3 観光費	2,011,309
8 土木費		89,579,804
	1 土木管理費	3,077,602
	2 道路橋りょう費	42,723,130
	3 河川海岸費	27,720,975
	4 港湾費	7,283,481
	5 都市計画費	6,564,254
	6 住宅費	2,210,362

款	項	金額
9 警察費		千円
		46,297,420
	1 警察管理費	40,777,737
	2 警察活動費	5,519,683
10 教育費		166,036,141
	1 教育総務費	42,487,460
	2 小学校費	37,529,116
	3 中学校費	22,882,762
	4 高等学校費	36,115,481
	5 特別支援学校費	15,252,605
	6 大学費	1,868,165
	7 社会教育費	2,424,965
	8 保健体育費	7,475,587
11 災害復旧費		37,099,645
	1 総務災害復旧費	83,334
	2 農林水産業 災害復旧費	19,396,946

款	項	金額
		千円
	3 商工災害復旧費	157,546
	4 土木災害復旧費	17,131,657
	5 警察災害復旧費	14,112
	6 教育災害復旧費	316,050
12 公債費		114,797,531
	1 公債費	114,797,531
13 諸支出金		112,309,125
	1 繰出金	14,839,754
	2 ゴルフ場利用税金 交付金	438,800
	3 利子割交付金	848,326
	4 地方消費税 清算金	35,479,782
	5 地方消費税 交付金	51,918,818
	6 配当割交付金	1,224,304
	7 株式等譲渡所得割 交付金	1,716,234
	8 軽油引取税金 交付金	1,922,982

款	項	金額
		千円
	9 所得割交付金	210,611
	10 環境性能割金 交 付 金	79,860
	11 法人事業税金 交 付 金	3,629,654
14 予 備 費		400,000
	1 予 備 費	400,000
歳 出 合 計		935,335,562

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
1 県庁舎昇降機設備改修事業 熊本市	令和9年度	千円 608,190
2 県庁舎受変電設備改修事業 熊本市	令和9年度 ～令和10年度	1,416,028
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	566,411 849,617
3 県立劇場施設整備事業 熊本市	令和9年度	3,837,644
4 県立劇場施設賃借	令和9年度	17,100
5 東京事務所職員宿舍等賃借	令和9年度	1,080
6 防災消防ヘリコプター配備関係業務	令和9年度	36,536
7 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和8年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和8年度 ～令和11年度	4,500
8 清水が丘学園整備事業 熊本市	令和9年度	3,737
9 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	令和9年度 ～令和13年度	57,435
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度	11,487 11,487 11,487 11,487 11,487
10 職業能力開発拠点整備事業 熊本市	令和9年度	73,029
11 障がい者訓練委託業務	令和9年度	4,471

事 項	期 間	限 度 額													
12 離職者訓練等委託業務	令和9年度	千円 188,155													
13 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「J A 菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に2億5,000万円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJ A 菊池に行う損失補償	令和8年度 ～令和18年度	250,000													
14 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に11億5,000万円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和8年度 ～令和18年度	1,150,000													
15 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億2,287万5千円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和8年度 ～令和18年度	122,875													
16 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和8年度において総額50億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和9年度 ～令和29年度	567,287													
	年次別内訳														
	令和9年度	56,865													
	令和10年度	61,000													
	令和11年度	61,000													
	令和12年度	58,905													
	令和13年度	54,129													
	令和14年度	49,202													
	令和15年度	44,276													
	令和16年度	39,350													
	令和17年度	34,423													
	令和18年度	29,496													
	令和19年度	24,569													
	令和20年度	19,643													
	令和21年度	14,717													
	令和22年度	9,790													
	令和23年度	4,864													
	令和24年度	1,872													
	令和25年度	1,358													
	令和26年度	982													
	令和27年度	605													
	令和28年度	229													
	令和29年度	12													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>農協 銀行</td> <td>15年 以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同</td> <td>農協</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td>銀行</td> <td>年0.80%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利子補給率	個人	農協 銀行	15年 以内	年1.30%以内	共同	農協	20年 以内	年1.30%以内	銀行	年0.80%以内		
区 分	期 間	利子補給率													
個人	農協 銀行	15年 以内	年1.30%以内												
共同	農協	20年 以内	年1.30%以内												
	銀行		年0.80%以内												

事 項	期 間	限 度 額				
17 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、令和8年度において総額2億5,000万円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和9年度 ～令和24年度	千円 25,692				
	年次別内訳 令和9年度 3,072 令和10年度 3,250 令和11年度 3,250 令和12年度 3,061 令和13年度 2,722 令和14年度 2,373 令和15年度 2,025 令和16年度 1,677 令和17年度 1,328 令和18年度 980 令和19年度 720 令和20年度 551 令和21年度 389 令和22年度 227 令和23年度 64 令和24年度 3					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">期 間</th> <th style="width: 50%;">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">15年以内</td> <td style="text-align: center;">年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.30%以内		
期 間	利子補給率					
15年以内	年1.30%以内					
18 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和8年度 ～令和9年度	737,738				
19 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和8年度 ～令和9年度	1,181				
20 農業大学校改修事業 合 志 市	令和9年度	175,787				
21 元三・木部地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和9年度	800,000				
22 神崎・富新地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和9年度	228,000				
23 第五玉名地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和9年度 ～令和13年度	4,160,000				
	年次別内訳 令和9年度 600,000 令和10年度 1,740,000 令和11年度 1,120,000 令和12年度 450,000 令和13年度 250,000					

事 項	期 間	限 度 額
24 長保地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和9年度 ～令和10年度	千円 1,718,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	570,000 1,148,000
25 明丑地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和9年度	228,000
26 菊池平野地区農業生産基盤整備事業 菊 池 市	令和9年度	170,000
27 宇土南部2期地区農業生産基盤整備事業 宇 土 市	令和9年度	140,000
28 教良木地区農業生産基盤整備事業 上天草市・天草市	令和9年度 ～令和11年度	1,500,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度	750,000 750,000
29 里浦地区農業生産基盤整備事業 宇 城 市	令和9年度	410,000
30 若洲地区農業生産基盤整備事業 宇城市・氷川町	令和9年度 ～令和11年度	1,980,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度	225,000 1,215,000 540,000
31 矢護川地区農業生産基盤整備事業 大 津 町	令和9年度	455,000
32 高原地区農業生産基盤整備事業 相 良 村	令和9年度	112,000
33 藤井・日置地区中山間地域総合整備事業 山 鹿 市	令和9年度	240,000
34 鍋倉地区中山間地域総合整備事業 菊 池 市	令和9年度	180,000

事 項	期 間	限 度 額
35 第二上益城中央地区中山間地域総合整備事業 甲 佐 町	令和9年度 ～令和10年度	千円 340,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	210,000 130,000
36 御岳地区中山間地域総合整備事業 山 都 町	令和9年度	120,000
37 芦北東部地区中山間地域総合整備事業 芦 北 町	令和9年度	210,000
38 国見地区中山間地域総合整備事業 芦 北 町	令和9年度	90,000
39 岩野地区中山間地域総合整備事業 水 上 村	令和9年度	310,000
40 上杉地区農村地域防災減災事業 熊 本 市	令和9年度 ～令和10年度	780,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	200,000 580,000
41 松原地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和9年度 ～令和10年度	300,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	100,000 200,000
42 宇城海岸第二地区農村地域防災減災事業 宇土市・宇城市	令和9年度	50,000
43 砂川地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和9年度 ～令和10年度	450,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	375,000 75,000
44 天草海岸地区農村地域防災減災事業 天 草 市	令和9年度	860,000
45 芦北第一地区農村地域防災減災事業 芦 北 町	令和9年度 ～令和10年度	830,100
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	270,700 559,400

事 項	期 間	限 度 額			
49 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和9年度 ～令和18年度	千円 12,004			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table> 年次別内訳 令和9年度 2,000 令和10年度 2,000 令和11年度 1,778 令和12年度 1,556 令和13年度 1,334 令和14年度 1,112 令和15年度 889 令和16年度 667 令和17年度 445 令和18年度 223	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内
期 間	利子助成率				
10年以内	年1.0%以内				
50 福岡事務所施設賃借	令和9年度 ～令和10年度	22,535			
	年次別内訳 令和9年度 11,757 令和10年度 10,778				
51 企業立地促進費補助	令和9年度 ～令和12年度	1,500,000			
	年次別内訳 令和9年度 300,000 令和10年度 300,000 令和11年度 300,000 令和12年度 600,000				
52 産業展示場施設整備事業 益 城 町	令和9年度 ～令和10年度	1,535,223			
	年次別内訳 令和9年度 614,090 令和10年度 921,133				
53 道路改築事業 (国道266号上1号橋) 上 天 草 市	令和9年度 ～令和10年度	850,000			
	年次別内訳 令和9年度 750,000 令和10年度 100,000				
54 地域道路改築事業 (国道325号新菊池橋) 菊 池 市	令和9年度	830,000			
55 地域道路改築事業 (国道389号下田南1号橋) 天 草 市	令和9年度 ～令和10年度	1,000,000			
	年次別内訳 令和9年度 600,000 令和10年度 400,000				

事 項	期 間	限 度 額
56 地域道路改築事業 (瀬田竜田線) 大 津 町	令和 9 年度	千円 30,000
57 セミコンテクノパーク周辺整備仮設事務所賃借	令和 9 年度 ～令和13年度	67,500
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度	15,000 15,000 15,000 15,000 7,500
58 周辺障害防止対策事業 (上鶴川砂防えん堤) 山 都 町	令和 9 年度	201,411
59 天草空港改修事業 天 草 市	令和 9 年度	141,359
60 街路事業費	令和 9 年度 ～令和11年度	1,300,000
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度 令和11年度	200,000 400,000 700,000
61 県民総合運動公園整備事業 熊 本 市	令和 9 年度	330,000
62 警察関係業務	令和 9 年度	1,847,299
63 県立高等学校学習用端末購入費補助	令和 9 年度	135,000
64 県立高等学校仮設校舎賃借	令和 9 年度 ～令和12年度	902,770
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	275,594 413,391 128,271 85,514
65 熊本高校整備事業 熊 本 市	令和 9 年度	28,000
66 熊本西高校空調・照明設備改修事業 熊 本 市	令和 9 年度	86,848
67 八代農業高校泉分校整備事業 八 代 市	令和 9 年度	202,200

事 項	期 間	限 度 額		
68 八代東高校衛生設備改修事業 八 代 市	令和9年度	千円 89,441		
69 玉名高校整備事業 玉 名 市	令和9年度	899,932		
70 玉名工業高校整備事業 玉 名 市	令和9年度	14,000		
71 鹿本高校体育館改修事業 山 鹿 市	令和9年度	133,801		
72 県立学校施設長寿命化プラン策定業務	令和9年度	4,500		
73 盲学校整備事業 熊 本 市	令和9年度	21,000		
74 大津支援学校整備事業 大 津 町	令和9年度	14,000		
75 県立あしきた青少年の家改修事業 芦 北 町	令和9年度	46,953		
76 県立美術館分館改修事業 熊 本 市	令和9年度	330,191		
77 県立美術館本館改修事業 熊 本 市	令和9年度	27,397		
78 中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和9年度 ～令和28年度	2,511		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以内</td> <td>年2.0%以内</td> </tr> </tbody> </table> 年次別内訳 令和9年度 218 令和10年度 218 令和11年度 218 令和12年度 212 令和13年度 199 令和14年度 186 令和15年度 173 令和16年度 160 令和17年度 148 令和18年度 135 令和19年度 122 令和20年度 109 令和21年度 96 令和22年度 84 令和23年度 71 令和24年度 58 令和25年度 45 令和26年度 32 令和27年度 20 令和28年度 7	期 間	利子助成率	20年以内
期 間	利子助成率			
20年以内	年2.0%以内			

事 項	期 間	限 度 額
79 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和8年度 ～令和18年度	千円 元金 1,175,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
80 県有施設等管理業務	令和9年度	575
81 情報処理関連業務	令和9年度 ～令和13年度	1,853,197
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度	1,598,056 225,535 11,402 10,402 7,802
82 事務機器等賃借	令和9年度 ～令和15年度	3,559,029
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度	821,800 684,206 683,612 675,797 557,637 130,923 5,054

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域公共交通 再構築事業費	千円 94,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
障がい者福祉施設 整備事業費	30,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
身体障害者 福祉センター 整備事業費	6,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
職業能力開発校 整備事業費	914,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	率の見直 しを行った	
土地改良 国庫補助事業費	2,656,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見 直し後の利 率)	
農地海岸保全 国庫補助事業費	359,000	合により、一部又 は全部を翌年度以		
農地防災 国庫補助事業費	659,000	降に繰り下げて借 り入れることがで		
湛水防除 国庫補助事業費	206,000	きる。 発行価格が額面		
造林 国庫補助事業費	43,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
林道 国庫補助事業費	515,000	をうめるため必要 な金額を加算した		
治山 国庫補助事業費	2,588,000	額を限度額とする ことができる。		
保安林整備 国庫補助事業費	162,000			
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	157,000			
漁港 国庫補助事業費	349,000			
漁港海岸保全 国庫補助事業費	54,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
U X イノベーションハブ 整備事業費	195,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
観光施設整備 事業費	116,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
道路橋りょう 国庫補助事業費	6,045,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
道路維持 国庫補助事業費	2,676,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
河川 国庫補助事業費	1,614,000			
砂防 国庫補助事業費	1,927,000			
河川海岸保全 国庫補助事業費	152,000			
港湾建設 国庫補助事業費	1,047,000			
土地区画整理 事業費	784,000			
街路 国庫補助事業費	585,000			
都市公園整備 事業費	406,000			
公営住宅 建設事業費	381,000			
空港直轄事業 負担金	12,000			
土地改良直轄事業 負担金	1,101,000			
農地海岸直轄事業 負担金	580,000			
道路直轄事業 負担金	7,678,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川直轄事業 負担金	千円 3,875,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内
砂防直轄事業 負担金	758,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
港湾直轄事業 負担金	1,138,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
耕地災害 過年度発生国庫 補助事業費	1,082,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直 しを行った	
治山災害 現年度発生国庫 補助事業費	2,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見 直し後の利 率)	
治山災害 過年度発生国庫 補助事業費	254,000	合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
漁港災害 現年度発生国庫 補助事業費	6,000	り入れることがで きる。		
公共土木 現年度発生国庫 補助事業費	329,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額		
公共土木 過年度発生国庫 補助事業費	4,629,000	をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
教育施設 過年度発生国庫 補助事業費	87,000			
議会棟整備 事業費	57,000			
総合庁舎整備 事業費	256,000			
県庁舎整備 事業費	1,567,000			
県立劇場整備 事業費	3,438,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
博物館ネットワーク センター整備 事業費	千円 2,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
地域公共交通 確保維持改善 事業費	238,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他)		
へりコプター 関連施設 整備事業費	15,000	工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
防災施設 整備事業費	12,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
消防学校整備 事業費	2,867,000			
総合相談所 整備費	93,000			
児童福祉施設 整備事業費	5,000			
清水が丘学園 整備事業費	525,000			
被災者生活再 建支援事業費	582,000			
精神保健 福祉センター 整備事業費	43,000			
地下水観測 施設整備 事業費	10,000			
動物愛護 施設整備 事業費	134,000			
保健所 整備費	4,000			
技術短期 大学校 整備事業費	30,000			
農業公園 整備費	296,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
農業大学校整備事業費	64,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他	年5.0%以内	据置期間を含め30年以内
農業試験研究機関整備事業費	78,000	(借入方法) 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等
畜産施設整備事業費	72,000	(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。		ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
単県農業農村整備事業費	75,000			
単県農地防災事業費	40,000			
単県林道整備事業費	28,000			
単県治山事業費	53,000			
林業研究・研修センター整備事業費	60,000			
森林公園整備事業費	2,000			
水産施設整備事業費	53,000			
単県漁港整備事業費	12,000			
水産研究センター整備事業費	71,000			
野外劇場整備事業費	3,000			
県有施設保全改修事業費	450,000			
電子入札システム整備事業費	113,000			
建設技術センター整備事業費	21,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単県道路整備費	千円 7,525,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
単県河川整備費	7,334,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
単県砂防整備費	1,570,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
単県河川海岸整備費	101,000	券発行 (他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
単県港湾整備費	657,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをするこ
天草空港整備費	17,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利	とができる。
単県土地地区画整理費	371,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借	率)	
単県街路整備費	83,000	り入れることがで きる。		
単県公園整備費	30,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
警察施設整備費	1,475,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
交通安全施設整備費	923,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
私立学校施設整備費	4,000	とができる。		
県立高等学校整備費	6,723,000			
県立大学整備費	203,000			
文化財保存整備費	31,000			
社会教育施設整備費	180,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立美術館整備事業費	千円 10,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
県営体育施設整備事業費	161,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
耕 地 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	380,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
治 山 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	23,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直 しを行った	
漁 港 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	2,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見 直し後の利 率)	
観 光 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	50,000	合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	275,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
警 察 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	14,000			
教 育 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	140,000			
調 整 債	2,942,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有林整備費 工事	千円 71,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内 年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	88,915,000			

第 50 号

令和8年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和8年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ363,159千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村敬

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円
		180,904
	1 財 産 運 用 収 入	450
	2 財 産 売 払 収 入	180,454
2 繰 入 金		111,406
	1 一 般 会 計 繰 入 金	96,348
	2 基 金 繰 入 金	15,058
3 繰 越 金		70,849
	1 繰 越 金	70,849
歳 入 合 計		363,159

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 363,159
	1 高 等 学 校 費	363,159
歳 出 合 計		363,159

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和9年度 ～令和15年度	千円 2,782
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度	428 428 428 428 428 428 214

第 54 号

令和8年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和8年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ476,555千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 1,477
	1 財 産 運 用 収 入	1,477
2 繰 越 金		16,496
	1 繰 越 金	16,496
3 諸 収 入		458,582
	1 貸付金元利収入	458,582
歳 入 合 計		476,555

歲 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 476,555
	1 育 英 資 金	476,555
歲 出 合 計		476,555

令和7年度2月補正予算総括表

教育委員会 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額			計	補正額の財源内訳			
		内訳		計		特定財源			一般財源
		通常分	国の補正予算 対応分			国支出金	地方債	その他	
教育政策課	4,253,034	630,217	630,217		4,883,251	442,133		236,719	-48,635
学校人事課	116,772,449	-3,062,249	-3,062,249		113,710,200	386,259		-75,370	-3,373,138
文化課	1,498,173	-103,676	-103,676		1,394,497	-1,183	-61,000	-25,270	-16,223
施設課	8,457,860	-443,747	-480,567	36,820	8,014,113	-33,430	-240,000	10,013	-180,330
高校教育課	2,556,982	-98,525	-252,399	153,874	2,458,457	123,872	-33,000	-9,765	-179,632
特別支援教育課	250,886	-33,087	-33,087		217,799	-8,847			-24,240
学校安全・安心推進課	612,591	-15,359	-15,359		597,232	-2,250	1,000	-1,350	-12,759
体育保健課	2,367,487	-301,194	-361,160	59,966	2,066,293	21,389	-288,000		-34,583
義務教育課	517,578	-31,102	-44,433	13,331	486,476	-13,737		-6,130	-11,235
社会教育課	1,320,352	100,922	100,922		1,421,274	3,308	-20,000	92,167	25,447
人権同和教育課	30,000				30,000				
一般会計合計	138,637,392	-3,357,800	-3,621,791	263,991	135,279,592	917,514	-641,000	221,014	-3,855,328

熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

高校教育課	374,950	1,746	241	1,505	376,696			1,746	
-------	---------	-------	-----	-------	---------	--	--	-------	--

熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

高校教育課	548,224	-185,955	-185,955		362,269			-185,955	
-------	---------	----------	----------	--	---------	--	--	----------	--

合計

(単位：千円)

教育委員会合計	139,560,566	-3,542,009	-3,807,505	265,496	136,018,557	917,514	-641,000	36,805	-3,855,328
---------	-------------	------------	------------	---------	-------------	---------	----------	--------	------------

令和 8 年度当初予算総括表

教育委員会

一般会計

(単位：千円)

課 名	本 年 度	内 訳		前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			一 般 財 源
		通常分	令和7年8月 豪雨対応分			特 定 財 源			
						国支出金	地方債	その他	
教育政策課	2,709,683	2,709,683		4,086,132	-1,376,449		546,000	813,877	1,349,806
学校人事課	120,969,228	120,969,228		112,724,516	8,244,712	20,642,490		5,308,833	95,017,905
文化課	1,277,207	1,198,753	78,454	1,098,399	178,808	14,475	268,000	152,710	842,022
施設課	7,867,318	7,867,318		8,024,597	-157,279	242,506	6,177,000	14,500	1,433,312
高校教育課	2,259,190	2,259,190		2,235,218	23,972	475,803		296,074	1,487,313
特別支援教育課	265,706	265,706		244,786	20,920	53,004		14,131	198,571
学校安全・安心推進課	667,481	667,481		606,003	61,478	109,385		308,050	250,046
体育保健課	7,186,561	7,186,561		2,361,425	4,825,136	2,677,143	161,000	52,552	4,295,866
義務教育課	539,684	539,684		516,513	23,171	25,649		31,443	482,592
社会教育課	1,450,176	1,450,176		1,268,681	181,495	44,341	180,000	54,650	1,171,185
人権同和教育課	28,670	28,670		29,794	-1,124	294		2,855	25,521
一般会計合計	145,220,904	145,142,450	78,454	133,196,064	12,024,840	24,285,090	7,332,000	7,049,675	106,554,139

熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

高校教育課	363,159	363,159		374,950	-11,791			363,159	
-------	---------	---------	--	---------	---------	--	--	---------	--

熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

高校教育課	476,555	476,555		546,379	-69,824			476,555	
-------	---------	---------	--	---------	---------	--	--	---------	--

合 計

(単位：千円)

教育委員会合計	146,060,618	145,982,164	78,454	134,117,393	11,943,225	24,285,090	7,332,000	7,889,389	106,554,139
---------	-------------	-------------	--------	-------------	------------	------------	-----------	-----------	-------------

1 基本的な考え方

くまもと新時代共創基本方針及びくまもと新時代教育大綱の基本理念や基本的方向性等を踏まえ、次の取組みを推進する。
 (1) 熊本地震からの創造的復興 (2) 令和2年7月豪雨からの創造的復興 (3) 令和7年8月豪雨からの創造的復興
 (4) くまもと新時代共創総合戦略の推進に必要な新たな取組み (5) 第4期熊本県教育振興基本計画の取組み

2 優先的に取り組む施策

☆…全部新規、★一部新規

(1) 熊本地震からの創造的復興

① 被災文化財復旧の推進〔文化課〕

- ・文化財災害復旧事業 2億34百万円 被災した国・県指定文化財等の復旧等を支援、装飾古墳の復旧も支援 ★
- ・被災文化財復旧情報発信事業 3百万円 熊本地震に伴う被災文化財の復旧状況を寄附者に報告し、情報を発信 ★

② 熊本地震発災10年に関連する取組〔教育政策課、文化課〕

- ・被災文化財復旧情報発信事業（うち熊本地震からの復興に係る講演会の開催） 3百万円 ☆
長期にわたる文化財復旧への理解醸成と、熊本の将来を担う国際的な人材育成を目的とした、講演会の開催
- ・災害時学校支援チーム派遣事業 2百万円 大規模災害発生時に派遣する隊員の研修の充実（兵庫県EARTH訓練研修への派遣 等）

(2) 令和2年7月豪雨からの創造的復興

① 被災文化財復旧の推進〔文化課〕

- ・文化財災害復旧事業 2百万円 被災した国・県指定文化財等の復旧等支援
- ・熊本県被災文化財支援事業 1百万円
レスキューした文化財の返却に合せた事業を総括する記録集の刊行

(3) 令和7年8月豪雨からの創造的復興

① 被災文化財復旧の推進〔文化課〕

- ・文化財災害復旧事業 78百万円 ☆
被災した国・県指定文化財等の復旧等支援

(4) くまもと新時代共創基本方針及びくまもと新時代共創総合戦略の推進に必要な新たな取組み ☆

① 人材の育成・確保〔社会教育課、高校教育課〕

- ・高校生等による地域のつながりづくりプロジェクト事業 15百万円
家庭・地域の教育力向上を図るための、高校魅力化コンソーシアムとの連携や福祉部局との連携による、次世代の人材育成と持続可能な取組の推進
- ・くまもと新時代人材育成事業 15百万円 県立高校を拠点に、小中高生を対象とした半導体・DX人材育成の実施
- ・くまもと地域未来共創ハイスクール事業 38百万円 地域の産業界との連携による高度な技術を有する即戦力人材の育成等

② 次世代の育成〔義務教育課〕

- ・「読み解き力」で高める授業力アップデート事業 74百万円 リーディングスキルテストを含む学力調査及び読解力向上の実践研究支援
- ・グローバルコンピテンシー育成事業 9百万円 グローバル人材の育成に向けた県内の教職員等の台湾派遣の実施

③ 共生社会の実現〔学校安全・安心推進課〕

- ・不登校支援・適応指導事業（うち熊本県不登校児童生徒に対する経済的支援事業（実証事業）） 9百万円
教育支援センターやフリースクール等を利用する不登校児童生徒に対する財政的支援（交通費・体験活動等の支援）

【教育委員会】令和8年度主要事業

(5) その他の施策・・・「第4期熊本県教育振興基本計画」の目標達成に向けた取組み

① 変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進

○ 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成〔義務教育課〕

- ・ 学校経営等アドバイザー派遣事業 27百万円
学級経営や学力に課題を抱える学校への支援

○ 安全・安心に過ごせる学校づくり〔学校安全・安心推進課、人権同和教育課〕

- ・ いじめ防止対策推進事業 21百万円
端末を活用した心と体調の変化の早期把握、いじめ匿名報告サイトの運用等
- ・ SC活用事業、SSW活用事業 3億26百万円 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置
- ・ 熊本県子ども人権フェスティバル事業 2百万円 熊本県人権子ども集会の運営

② 共生社会の実現に向けた教育の充実

○ 特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システムの構築〔特別支援教育課〕

- ・ 発達障がい等支援事業 73百万円 特別支援教育支援員の配置など発達障がい等のある児童生徒に対する総合的な支援の実施
- ・ インクルーシブ教育システム構築事業 6百万円 モデル地域におけるインクルーシブ教育の調査・研究

③ 世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり

○ グローバル人材の育成〔高校教育課〕

- ・ 世界に羽ばたくグローバル人材育成事業 68百万円
国際バカロレア認定校に向けた外国人講師の確保・育成の実施等

○ 教員不足解消、働き方改革の推進〔教育政策課、学校人事課〕

- ・ 教員不足解消緊急対策事業 10 百万円
ペーパーティーチャー説明会等による人材掘り起こし、教員魅力発信等
- ・ 熊本県教育情報化推進事業（うち次期教育情報基盤システム構築事業及び教育DX支援員の配置）7億44百万円
学校の働き方改革を推進するための、システム・ネットワークの再構築等
- ・ 教育サポート 事業 11億30百万円
教員業務支援員の全校配置、教頭マネジメント支援員等の継続配置

○ 魅力ある学校づくり、キャリア教育の充実〔高校教育課〕

- ・ 県立高校あり方提言推進事業（うち県立あり方基本方針推進委員会及び地域における県立高校あり方協議会）4百万円 ★
基本計画推進委員会の開催、地域におけるあり方協議会の実施等
- ・ 熊本県高等学校等教育改革促進基金積立金 60百万円 ☆ 2補（経済対策）
公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する基金積立金

○ 県立学校の施設整備の推進〔施設課〕

- ・ 学校施設の整備（県立高校・特別支援学校）61億44百万円
長寿命化プランに基づく設計・工事及び個別の老朽化対策の推進 等

④ 活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興

○ スポーツの振興〔体育保健課、義務教育課〕

- ・ くまもと新時代競技力向上事業 1億36百万円
国際大会で活躍する次世代トップアスリートの発掘・育成・強化等
- ・ 中学校部活動地域展開推進事業（運動部活動）1億83百万円 ★
部活動の地域展開・地域文化クラブ活動推進事業（文化部活動）
21百万円☆（※運動部活動、文化部活動ともに一部2補（経済対策））
公立中学校における部活動地域移行（地域展開）支援
- ・ 県民体育祭運営補助 6百万円 新たな県民体育祭の大会運営費の支援

○ 文化の振興〔文化課、社会教育課〕

- ・ 展覧会事業費（うち県立美術館開館50周年事業）43百万円
県立美術館開館50周年記念特別展、熊本県誕生150年記念展覧会の開催
- ・ 古代山城「鞠智城跡」の特別史跡指定推進 2百万円
- ・ 「肥後藩絵図」デジタル化推進事業 9百万円
大型絵図のデジタル化、デジタルアーカイブの整備
- ・ くまもと文学・歴史館文化振興事業 4百万円 ☆
熊本県公文類纂の文化財指定に向けた取り組み及び
くまもと文学・歴史館10周年記念事業の実施

⑤ 『こどもまんなか』視点での教育施策の推進

- ・ 教育振興基本計画推進事業（うち子供の意見収集事業）〔教育政策課〕 1百万円 教育振興基本計画の推進に当たり、子供の意見を反映するための対話の実施

教育委員会 令和7年度2月補正予算 繰越明許費、債務負担行為

繰越明許費補正(変更)

(単位:千円)

No	課名	款	項	金額		説明
				補正前	補正後	
1	文化課	教育費	社会教育費	384,081	386,381	文化財保存事業
2		災害復旧費	教育災害復旧費	21,261	36,425	文化財災害復旧事業(地震、令和7年8月豪雨)
3	施設課	教育費	特別支援学校費	928,849	966,669	特別支援学校施設整備事業
4	高校教育課	教育費	教育総務費	0	15,000	企業との連携による特出した高校魅力化推進事業
5		教育費	教育総務費	0	90,865	高等学校DX加速化推進事業
6		教育費	高等学校費	0	3,009	農業教育高度化事業(経済対策分)
7	体育保健課	教育費	保健体育費	0	59,966	中学校部活動地域展開推進事業
8		教育費	保健体育費	0	5,900	県営体育施設管理費
9		教育費	保健体育費	317,867	378,181	県営体育施設整備事業
10	義務教育課	教育費	教育総務費	0	10,247	部活動の地域展開・地域文化クラブ活動推進事業
11		教育費	教育総務費	0	3,084	くまもと新時代を担うグローバル人材育成推進事業

債務負担行為補正（追加・変更・設定）

（単位：千円）

No	課名	事項	期間	限度額	内容
1	教育政策課	著作物複写利用業務	令和8年度	146	著作物複写利用に係る賃借料
2		教職員住宅用地賃借	令和8年度	171	教職員住宅に係る土地賃借料
3	施設課	県立学校用地等賃借	令和8年度	909	人吉高校五木分校敷地外2校における賃借料
4	高校教育課	人吉高校五木分校魅力化推進業務	令和8年度	6,000	人吉高校五木分校魅力化コーディネートに係る委託費
5	体育保健課	県民総合運動公園管理運営業務	令和8年度～令和12年度	2,635,570	県民総合運動公園のアクセス改善対策に係る警備員配置等に要する経費
6	社会教育課	電話相談室賃借	令和8年度	540	家庭教育電話相談事業で使用する電話相談室の賃借料
7	高校教育課	育英資金返還金収納事務委託業務 【熊本県育英資金等貸与特別会計】	令和8年度	1,749	育英資金返還金コンビニ収納業務に係る委託費
8		情報処理関連業務 【熊本県育英資金等貸与特別会計】	令和8年度	1,128	育英資金管理システム保守業務に係る委託費
9	高校教育課	事務機器等賃借 【熊本県立高等学校実習資金特別会計】	令和8年度	412	熊本農業高校及び芦北高校の実習に係る各システム等の使用料及び保守に係る費用

教育委員会 令和8年度当初予算 債務負担行為

債務負担行為（設定）

(単位:千円)

No	課名	事項	期間	限度額	内容	
1	教育政策課	県立高等学校学習用端末購入費補助	令和9年度	135,000	令和9年度県立高等学校入学生の学習用端末購入への補助金	
2	文化課	県立美術館分館改修事業 熊本市	令和9年度	330,191	県立美術館分館の改修に係る工事費	
3		県立美術館本館改修事業 熊本市	令和9年度	27,397	県立美術館本館の改修に係る設計費	
4	施設課	県立高等学校仮設校舎賃借	令和9年度 ~令和12年度	902,770	宇土高校外1校における仮設校舎賃借に係る賃借料	
5		熊本高校整備事業 熊本市	令和9年度	28,000	熊本高校長寿命化改修に係る設計委託費	
6		熊本西高校空調・照明設備改修事業 熊本市	令和9年度	86,848	熊本西高校空調・照明設備改修に係る工事費	
7		八代農業高校泉分校整備事業 八代市	令和9年度	202,200	八代農業高校泉分校長寿命化改修に係る工事費	
8		八代東高校衛生設備改修事業 八代市	令和9年度	89,441	八代東高校衛生設備改修に係る工事費	
9		玉名高校整備事業 玉名市	令和9年度	899,932	玉名高校長寿命化改修に係る工事費	
10		玉名工業高校整備事業 玉名市	令和9年度	14,000	玉名工業高校長寿命化改修に係る設計委託費	
11		鹿本高校体育館改修事業 山鹿市	令和9年度	133,801	鹿本高校体育館改修に係る工事費	
12		県立学校施設長寿命化プラン策定業務	令和9年度	4,500	県立学校施設長寿命化プラン策定に係る委託費	
13		盲学校整備事業 熊本市	令和9年度	21,000	盲学校長寿命化改修に係る設計委託費	
14		大津支援学校整備事業 大津町	令和9年度	14,000	大津支援学校長寿命化改修に係る設計委託費	
15		社会教育課	県立あしきた青少年の家改修事業 芦北町	令和9年度	46,953	あしきた青少年の家機能保全工事に係る設計委託費及び工事費
16		高校教育課	事務機器等賃借 【熊本県立高等学校実習資金特別会計】	令和9年度 ~令和15年度	2,782	熊本農業高校実習用機材のリース

第 21 号

熊本県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について

熊本県高等学校等教育改革促進基金条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村敬

熊本県高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第1条 公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を含む。）における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、熊本県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を含む。）における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、基金を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第 2 1 号	熊本県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について	<p>1 制定の必要性</p> <p>公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を含む。）における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、基金を設置する必要がある。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 熊本県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を条例で定める。</p> <p>ア 基金の設置について定める。（第1条関係）</p> <p>イ 基金として積み立てる額について定める。（第2条関係）</p> <p>ウ 基金に属する現金の保管について定める。（第3条関係）</p> <p>エ 基金の運用から生ずる収益の処理について定める。（第4条関係）</p> <p>オ 基金の運用について定める。（第5条関係）</p> <p>カ 基金の処分について定める。（第6条関係）</p> <p>キ その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。（第7条関係）</p> <p>(2) この条例は、公布の日から施行する。</p>

第 68 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「42,800円」を「66,400円」に改め、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第9項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第10項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第16条の2の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第16条の3 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 一般財団法人熊本県職員互助会、一般財団法人熊本県警察職員互助会その他これに類するものとして任命権者が定める団体(第3号において「互助会等」という。)

に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金

(2) 法第52条第1項に規定する職員団体(次号において「職員団体」という。)

の組合費

(3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「42,800円」を「66,400円」に改め、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第9項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第10項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第21条の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第21条の2 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 一般財団法人熊本県職員互助会、熊本県高等学校生活協同組合、公益財団法人日本教育公務員弘済会熊本支部その他これに類するものとして任命権者が定める団体(第3号において「互助会等」という。)に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金

(2) 法第52条第1項に規定する職員団体(次号において「職員団体」という。)の組合費

(3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

(熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改め、「。第11条の3において同じ」を削る。

第11条の4第1項中「(昭和31年法律第162号)」を削る。

第20条の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第20条の2 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 一般財団法人熊本県職員互助会、一般財団法人熊本県教育会館、公益財団法人日本教育公務員弘済会熊本支部その他これに類するものとして任命権者が定める団体(第3号において「互助会等」という。)に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金

(2) 法第52条第1項に規定する職員団体(次号において「職員団体」という。)の組合費

(3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例第3条及び第11条の4第1項の改正規定 公布の日

(2) 第1条中熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第10条第3項第2号の改正規定及び同条例第16条の2の次に1条を加える改正規定、第2条中熊本県立学校職員の給与に関する条例第11条第3項第2号の改正規定及び同条例第21条の次に1条を加える改正規定並びに第3条中熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例第20条の次に1条を加える改正規定 令和8年4月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(提案理由)

一般職の職員の給与の改定等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第68号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>一般職の職員の通勤手当の改定及び給与からの控除等に関する規定を整備する。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例</p> <p>(2) 熊本県立学校職員の給与に関する条例</p> <p>(3) 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 交通用具利用者の通勤手当の限度額の引上げ 自動車等使用者に対する通勤手当の支給月額の上限額の引上げ</p> <p>(2) 民間駐車場利用者に係る通勤手当の新設 駐車場等に係る通勤手当を新設し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額を支給</p> <p>(3) 給与からの控除に関する規定の整備 地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、給与の支給に際して控除することを認めるものを定める。</p> <p>(4) その他規定の整理 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の規定の整理</p> <p>4 施行期日</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日から施行する。</p> <p>(1) 3(4) 公布の日</p> <p>(2) 3(1)及び(3) 令和8年4月1日</p> <p>(3) 3(2) 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日</p>

第 69 号

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第1条中「外、」を「ほか、」に改める。

第2条第1項第3号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第6項中「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項、同条第4項及び第5項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該額」を削り、「なった」を「なる額又は支出を要する」に改め、同項第1号中「できなかった額」の次に「又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額のうちいずれか少ない額」を加え、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第2項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第3項中「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基き」を「基づき」に、「を変更（取消を含む。）する」を「の変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示し、」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者」に、「交付し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「を提示し、又は交付する」を「に当該事項の記載又は記録をする」

に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第5項中「これを変更した」を「その変更をした」に、「を当該旅行者に提示し、又は、当該旅行者の旅行命令権者に交付し」を「に前項に定める事項の記載又は記録をし」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「宿泊料、食卓料」を「宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第7項及び第8項を次のように改める。

7 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用を支給する。

8 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用を支給する。

第6条中第12項を第13項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について、1夜当たりの定額により支給する。

第8条第1項本文中「外」を「ほか」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「外」を「ほか」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第2項及び第3項中「但書」を「ただし書」に改める。

第9条第1項中「旅行諸費及び宿泊料は」を「旅行諸費は」に改め、「及び宿泊料の額（以下この項において「旅行諸費額等」という。）」を削り、「旅行諸費額等の」を「旅行諸費の」に、「旅行諸費額等から」を「旅行諸費の額から」に改める。

第11条中「又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）」を削り、「旅行諸費又は宿泊料を」を「旅行諸費を」に改める。

第14条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項に規定する旅費請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項その他の必要な事項は、規則で定める。

第17条及び第18条を次のように改める。

（船賃）

第17条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第18条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特別座席を利用しなければ旅行することが困難である場合に限り、特別座席料金を航空賃として支給することができる。

第21条及び第22条を次のように改める。

(宿泊費)

第21条 宿泊費の額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第22条 包括宿泊費の額は、移動に係る第16条から第19条までの規定による旅費の額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第22条の次に次の1条を加える。

(宿泊手当)

第22条の2 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

第24条中「宿泊料定額」を「1夜当たりの定額」に改める。

第25条第1項第1号ア中「及び車賃の金額」を「、車賃、宿泊費及び包括宿泊費の全額」に、「宿泊料、食卓料」を「宿泊手当」に改め、同号イ中「アに規定する額の2分の1に相当する額」を「その移転の際における職員相当の船賃、航空賃、宿泊費及び包括宿泊費の全額、鉄道賃及び車賃の2分の1に相当する額並びに旅行諸費、宿泊手当及び移転雑費の3分の1に相当する額」に改め、同号ウ中「旅行諸費、宿泊料、食卓料」を「船賃、

航空賃、宿泊費及び包括宿泊費の全額並びに旅行諸費、宿泊手当」に改め、同号ウただし書中「及び船賃」を削り、同項第3号中「宿泊料、食卓料」を「宿泊手当」に改める。

第26条第2項中「但し」を「ただし」に改める。

第27条第1項及び第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を削る。

第28条の2第1項中「、船賃」を削り、同条第2項中「宿泊料及び食卓料」を「宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第30条第3項中「、車賃及び食卓料」を「及び車賃」に改め、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第30条の2 船賃及び航空賃に係る旅費の支給額は、第17条第1項各号及び第18条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第21条及び第22条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第31条第1項中「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第31条の2 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第34条中「外」を「ほか」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第20条、第24条関係)

区分	旅行諸費 (1日につき)	1夜当たりの定額	
		甲地方	乙地方
9級の職務にある者	2,200円	13,100円	11,800円
8級以下の職務にある者		12,000円	10,800円

(備考) 1夜当たりの定額の欄中甲地方とは、規則で定める地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

一般職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 6 9 号	熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>国家公務員の旅費制度改正を踏まえ、一般職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 宿泊に係る旅費を実費支給とする。</p> <p>ア 宿泊に要する費用について、宿泊費又は包括宿泊費として実費支給する。</p> <p>イ 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための旅費として、宿泊手当を支給する。</p> <p>(2) 船賃を実費支給とする。</p> <p>(3) 食卓料を廃止する。</p> <p>(4) 旅行者への旅費の支給に代えて、旅行役務提供者へ旅費相当額を直接支払うことができることとする。</p> <p>(5) 上記に伴う関係規定の整備その他規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p>

第 70 号

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日 提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
 (熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例 (昭和 2 7 年熊本県条例第 1 1 1 号)
 の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 5 条関係)

区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1 キロメー トルにつき)	旅行諸費 (1 日につき)	宿泊費
知事	その乗車に 要する運賃 (急行料金、 特別車両料 金及び座席 指定料金を 含む。)	1 運賃 (運賃 の等級が区分 された船舶に より移動する 場合には、最 上級の運賃の 額) 2 寝台料金、 座席指定料金 及び特別船室 料金 (これら の費用は、1 に掲げる運賃 に加えて別に 支払うもので あって、公務 のため特に必 要とするもの に限る。)	円 3 7	円 3, 3 0 0	地域の実情を 勘案して規則 で定める額 (宿泊に係る特 別な事情があ る場合として 規則で定める 場合は、宿泊 に要する費用 の額)
副知 事			円 3 7	円 3, 0 0 0	

		3 1及び2に掲げる費用に付随する費用 (1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)			
--	--	--	--	--	--

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
その乗車に要する運賃(急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。)	1 運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額) 2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金(これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務	円 37	円 3,000	地域の実情を勘案して規則で定める額(宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額)

	のため特に必要とするものに限る。)			
	3 1及び2に掲げる費用に付随する費用 (1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)			

(熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例(昭和26年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
その乗車に要する運賃(急行料金及び座席指定料金を含む。)	1 運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額) 2 寝台料金及び座席指定料金(これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支	円 37	円 2,200	地域の実情を勘案して規則で定める額(宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額)

	払うものであ って、公務の ため特に必要 とするものに 限る。)			
	3 1及び2に 掲げる費用に 付随する費用 (1に掲げる 運賃に加えて 別に支払うも のであって、 公務のため特 に必要とする ものに限る。)			

(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第11号の2)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第8条関係)

区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメー トルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
議長	その乗車に 要する運賃	1 運賃(運賃 の等級が区分 された船舶に より移動する 場合には、最 上級の運賃の 額)	円 37	円 3,300	地域の実情を 勘案して規則 で定める額(宿 泊に係る特別 な事情がある 場合として規 則で定める場 合は、宿泊に 要する費用の 額)
副議長	(急行料金、 特別車両料 金及び座席 指定料金を 含む。)	2 寝台料金、 座席指定料金 及び特別船室 料金(これら	37	3,000	
議員					

		<p>の費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)</p> <p>3 1及び2に掲げる費用に付随する費用(1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)</p>			
--	--	--	--	--	--

別表第2 (第9条関係)

区分		費用弁償の額
定額		1日につき 5,000円
加算額	交通費	<p>最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により旅行をした場合における次に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>1 鉄道旅行 その乗車に要する運賃(急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。)</p> <p>2 水路旅行 次に掲げる費用の額の合計額</p> <p>(1) 運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額)</p> <p>(2) 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金(これらの費用は、(1)に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる費用に付随する費用((1)に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)</p>

	要とするものに限る。) 3 陸路旅行（鉄道旅行を除く。） 車賃（路程1キロメートルにつき37円）。ただし、高速自動車国道等の有料道路を利用する区間については、当該有料道路を利用する区間に係る料金の相当する額を加算した額
宿泊費	居住地が熊本市の区域内にない議員が熊本市の区域内に宿泊した場合 地域の実情を勘案して規則で定める額（当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額）

（熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第5条 熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

区分	費用弁償額				
	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
教育委員会の委員	その乗車に要する運賃（急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。）	1 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額） 2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費用は、1に掲げる運賃	円 37	円 3,000	地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額）
選挙管理委員会					
人事委員会					
公安委員会					
労働委員会					
委員					

収用委員会	委員		に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)			
	会長					
	委員					
	あつ旋委員					
監査委員			3 1及び2に掲げる費用に付随する費用（1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)			
附属機関の委員	その乗車に要する運賃（急行料金及び座席指定料金を含む。）	1 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額） 2 寝台料金及び座席指定料金（これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に	37	2,200		
その他の構成員						
社会教育委員						
図書館協議会委員						
専門委員						
海区漁業調整委員会	会長					
	委員					
内水面漁場管理委員会	会長					
	委員					
選挙長						
選挙分会長						

選挙立会人	支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) 3 1及び2に掲げる費用に付随する費用(1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)			
その他の非常勤職員	予算の範囲内で知事が定める額			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

- (1) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例別表第2
- (2) 熊本県教育長等の給与等に関する条例別表
- (3) 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例別表第2
- (4) 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例別表第1及び別表第2
- (5) 熊本県報酬及び費用弁償条例別表第2

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

特別職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第70号	熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>国家公務員の旅費制度改正を踏まえ、特別職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行う。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例</p> <p>(2) 熊本県教育長等の給与等に関する条例</p> <p>(3) 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例</p> <p>(4) 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例</p> <p>(5) 熊本県報酬及び費用弁償条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 宿泊に係る旅費を実費支給とする。</p> <p>(2) 船賃を実費支給とする。</p> <p>(3) 食卓料を廃止する。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>

第 88 号

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第5号中「第24条の3第1号」の次に「及び第2号」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校教育法施行令（昭和28年政令第380号）等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第 8 8 号	熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 学校教育法及び同法施行令の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 熊本県教育委員会の権限に属する事務のうち、専修学校において専攻科を設置し、又は廃止しようとする場合、提出される届出の受理に関する事務を熊本市が処理する事務として追加する。(第2条関係)</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>

第 89 号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「（通信制の課程の生徒を除く。）」を削り、「の申請又は」を「の申請若しくは」に改め、「場合」の次に「又は県が当該生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるための支援金等の支給に係る交付金等の交付が見込まれる場合」を加え、「第2項」を「前2項」に、「当該申請又は届出をした日の属する月から知事が指定する月までの各月分」を「知事が指定する期間」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

高等学校等の生徒への授業料に係る支援について行うこととされている見直し等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第 8 9 号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等） 高等学校等の生徒への授業料に係る支援について行うこととされている見直し等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 内容 高等学校の授業料納付の猶予に係る規定の整備を行う。（第2条第4項関係）</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>

第 90 号

熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例

熊本県立青少年の家条例（平成9年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表天草青年の家、菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家の項中「、菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家」を「及び菊池少年自然の家」に、「690円」を「780円」に、「260円」を「300円」に、「320円」を「360円」に、「100円」を「120円」に、「50円」を「60円」に改め、同項の次に次のように加える。

豊野少年自然の家	宿泊を伴う施設等利用	宿泊棟泊	1人1泊につき	780円	300円
		キャンプ場泊	1人1泊につき	360円	120円
	宿泊を伴わない施設等利用		1人1日につき	120円	60円
プレイホール冷暖房設備利用		1団体1時間につき	600円		

同表あしきた青少年の家の項中「1, 110円」を「1, 250円」に、「420円」を「470円」に、「320円」を「360円」に、「100円」を「120円」に、「150円」を「170円」に、「50円」を「60円」に、「1, 570円」を「1, 760円」に改め、同表備考中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 豊野少年自然の家の「宿泊を伴う施設等利用」及び「宿泊を伴わない施設等利用」における「施設等」とは、プレイホール冷暖房設備を除いた施設等をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日の前日から施行日にかけての宿泊による利用は、施行日前の利用とみなして、

前項の規定を適用する。

(提案理由)

熊本県立青少年の家の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容							
第 9 0 号	熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等） 熊本県立青少年の家の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。</p> <p>2 内容 物価高騰を反映した使用料の額の改定並びに豊野少年自然の家の料金区分を新たに設ける。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 25%;">豊野少年自然の家</td> <td style="width: 25%;">プレイホール冷暖房設備利用</td> <td style="width: 25%;">1団体1時間につき</td> <td style="width: 25%;">600円</td> </tr> </table> <p>3 施行期日 令和9年4月1日</p>				豊野少年自然の家	プレイホール冷暖房設備利用	1団体1時間につき	600円
豊野少年自然の家	プレイホール冷暖房設備利用	1団体1時間につき	600円						

第 99 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	貸与年度		内訳	金額	
1	育英資金貸与金	平成15年度から平成16年度まで	個人	延滞利息	157,475円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産等により今後回収の見込みがないため。
				法定費用	6,670円	
2	育英資金貸与金	平成18年度から平成20年度まで	個人	未償還元金	28,878円	
				延滞利息	300,130円	
				法定費用	20,770円	
3	育英資金貸与金	平成24年度から平成26年度まで	個人	未償還元金	419,625円	
				延滞利息	174,116円	
				法定費用	25,408円	
4	育英資金貸与金	平成26年度から平成28年度まで	個人	未償還元金	183,600円	
				延滞利息	4,887円	
5	育英資金貸与金	平成27年度から平成29年度まで	個人	未償還元金	755,000円	
				延滞利息	10,725円	
6	育英資金貸与金	平成29年度から令和元年度まで	個人	未償還元金	929,400円	
				延滞利息	13,455円	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容																												
第 9 9 号	権利の放棄について	<p>1 放棄する権利 育英資金貸与金債権</p> <p>(1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞利息</td> <td style="text-align: right;">1 5 7 , 4 7 5 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定費用</td> <td style="text-align: right;">6 , 6 7 0 円</td> </tr> </table> <p>(2)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未償還元金</td> <td style="text-align: right;">2 8 , 8 7 8 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞利息</td> <td style="text-align: right;">3 0 0 , 1 3 0 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定費用</td> <td style="text-align: right;">2 0 , 7 7 0 円</td> </tr> </table> <p>(3)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未償還元金</td> <td style="text-align: right;">4 1 9 , 6 2 5 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞利息</td> <td style="text-align: right;">1 7 4 , 1 1 6 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定費用</td> <td style="text-align: right;">2 5 , 4 0 8 円</td> </tr> </table> <p>(4)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未償還元金</td> <td style="text-align: right;">1 8 3 , 6 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞利息</td> <td style="text-align: right;">4 , 8 8 7 円</td> </tr> </table> <p>(5)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未償還元金</td> <td style="text-align: right;">7 5 5 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞利息</td> <td style="text-align: right;">1 0 , 7 2 5 円</td> </tr> </table> <p>(6)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未償還元金</td> <td style="text-align: right;">9 2 9 , 4 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞利息</td> <td style="text-align: right;">1 3 , 4 5 5 円</td> </tr> </table> <p>2 権利の放棄を行う理由</p> <p>(1) から (6) について、貸与の相手方と連帯保証人のそれぞれに電話及び文書催告等により、貸与金の回収努力を行ってきたが、破産法等による免責許可決定が確定したことから、今後貸与金の回収の見込みがないと判断し、権利を放棄するものである。</p>	延滞利息	1 5 7 , 4 7 5 円	法定費用	6 , 6 7 0 円	未償還元金	2 8 , 8 7 8 円	延滞利息	3 0 0 , 1 3 0 円	法定費用	2 0 , 7 7 0 円	未償還元金	4 1 9 , 6 2 5 円	延滞利息	1 7 4 , 1 1 6 円	法定費用	2 5 , 4 0 8 円	未償還元金	1 8 3 , 6 0 0 円	延滞利息	4 , 8 8 7 円	未償還元金	7 5 5 , 0 0 0 円	延滞利息	1 0 , 7 2 5 円	未償還元金	9 2 9 , 4 0 0 円	延滞利息	1 3 , 4 5 5 円
延滞利息	1 5 7 , 4 7 5 円																													
法定費用	6 , 6 7 0 円																													
未償還元金	2 8 , 8 7 8 円																													
延滞利息	3 0 0 , 1 3 0 円																													
法定費用	2 0 , 7 7 0 円																													
未償還元金	4 1 9 , 6 2 5 円																													
延滞利息	1 7 4 , 1 1 6 円																													
法定費用	2 5 , 4 0 8 円																													
未償還元金	1 8 3 , 6 0 0 円																													
延滞利息	4 , 8 8 7 円																													
未償還元金	7 5 5 , 0 0 0 円																													
延滞利息	1 0 , 7 2 5 円																													
未償還元金	9 2 9 , 4 0 0 円																													
延滞利息	1 3 , 4 5 5 円																													